

## 障害者活躍推進計画

安芸地区衛生施設管理組合

機関名	安芸地区衛生施設管理組合
任命権者	安芸地区衛生施設管理組合 管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
安芸地区衛生施設管理組合における障害者雇用に関する課題	安芸地区衛生施設管理組合においては、職員総数が16名程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 また、雇用に際しての組織的な体制整備も現時点で行っておらず消極的であった。
① 採用に関する目標	計画期間内に職員補充をする場合には、障害者（1名）の採用を視野に入れ、採用計画を立てる。 ただし、必ずしも障害者に限定した募集を行うものではないが、障害者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行う。
② 定着に関する目標	現在、対象者がいないことから目標設定はしないが、データ分析等で実態を把握した上で設定することとする。
<b>取組内容</b>	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。  ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、職員に周知する。  ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、当該年度内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局等が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者（現に身体障害者である職員が在籍している場合）から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、活躍を期待するあまり過重な負担にならないよう、適切に実施する。
4. その他	○定着に関する目標を設定する際には、上記の取り組みにより働きやすい環境を整え、能力を有効に発揮できる場所での長期定着を目指す。